

5.4 利水

「提言 030117 版」の理念に沿った利水対策

水需要の精査確認は、過剰な水需要を排除して、環境負荷を増大するような新規の開発を抑制する。

水需要の精査確認を通じて節水の可能性と非効率的な水需要を排除する。

河川の生態系回復と保全に必要な水を水需要抑制の考えから検討する。

河川の水位管理を水需要管理と生態系保全の両面から検討する。

利水から見た水系の水循環系を把握する。（利水とその還元水の環流）

既存の水源施設の操作管理規則を少雨化傾向と洪水対策（制限水位）と両面から検討する。

水利調整の手法と可能性を開発することとその限界も知る必要がある。

水源施設の建設に係る費用負担、用水供給に係る費用負担について説明。

キチンとしたデータを持って、計画・工事中あるいは新規の水資源施設（ダム等）の必要性を関係住民に説明する。

工事・計画中のダムに対して、利水面からその必要性（不要性）の結論を導く。

水需要の精査・確認

水利権水量（水利権の許可条件）、水利権の保有者

取水量の実際（最大日取水量、年平均日取水量、年総取水量、日旬年変動量）

需要構造（人口、出荷量、灌漑面積等）

水資源開発基本計画の策定根拠となったデータ

上水道：水道卸企業体 - 市町水道事業者 - 末端需要者（市民等）

工業用水：水道卸企業体 - 末端需要者（会社・企業、工場等）

農業用水： 土地改良区 - 末端需要者（農民）

水利権の用途転用

部門別転用

用途間転用 例えば、工業用水から上水道へ、農業用水から上水道へ

用途内転用 例えば、A市上水道からB市上水道へ

転用期間

永久転用 上の用途間・用途内転用

臨時転用 渇水が発生した場合：第53条（渇水時における水利使用の調整）

（付記）ダム等の水源施設の権利と負担金（建設費負担金と毎年の維持管理負担金）を転用時にどのように処理するか、農業用水の場合は、歴史的な地域資産として認識されているものが多い。

慣行水利権

慣行水利権の意味（旧河川法制定以前の開発による水利権であって、河川法上の意義は許

可を受けたものと見なされ、水利権を取得した、従って、農業用水を指すものではない)
法定化と言う表現は誤りである(上の理由から)
慣行水利権が問題になる理由(河川管理者が利水の実態を把握していない)

既存水源施設(ダム等)の効率的運用

常時運用:操作管理規則の見直し

洪水期間の制限水位の考え方の再検討(治水安全度とも関連)

下流水位管理に対する操作管理(利水安全度と関連)

渇水時運用:

水源施設の総合的操作管理の再検討(瀬田洗堰、ダム群、淀川大堰等)

河川維持用水・正常流量の再検討

渇水対策

渇水対策協議会の平常時から運営(協議会そのものの再検討)

渇水時の臨時転用(上述)

渇水時の河川正常流量、大川・神崎川放流量の再検討等

優先順位をつけた取水制限(上水-農工水-発電)

具体的な整備内容シート(第1稿)

1. 利水者の水需要の精査確認

水需要量の減少傾向をはっきり確認することと、その量的な把握に努めること

上水道:市町村レベルで人口フレーム、ダム等に対する負担金等

都市活動用水と上水の工業用水利用の実態把握

工業用水:企業レベルでの出荷量等

農業用水:灌漑面積等

各部門における、節水対策および渇水時の対策を把握すること

2. 転用の基本的考え方

部門間転用

部門内転用

3. 河川正常流量、維持流量に関する水需要

神崎川・寝屋川の水質汚濁にたいする希釈水の供給(考え方、対策の妥当性)

淀川大堰下流の環境用水の考え方(ダムの放流水を利用する経済性)

淀川本川の水位管理と水需要の関係・ダム貯水の関係(利水容量)

4. 慣行水利権の実態把握

特に農業用水の利用実態

農業用水の多面的利用

地域用水(環境景観維持、生態系保全、消防・消雪、生活用水)

農業用水の河川への還元量把握(水系の水循環系の把握)

5. ダム利水の効率的運用

水源施設の操作管理規則の再検討

水系の水循環系の把握（水系ごとと淀川全水系について）

少雨傾向に対するダム操作管理

中小洪水と制限水位の見直し

利水安全度の再検討

6．渇水対策協議会の再検討

水需要抑制の考え方の導入

渇水調整手法の検討

【付記】アメリカ中西部諸州の水裁判所（water court）について

コロラド州では water law が策定されていて、水に関する文字どおり全ての事案・事件等の法的根拠を与えています。例えば、水利権の申請は水裁判所に行い、水利権の許可は水裁判所が行います。コロラド州にはわが国に見るような慣行水利権に相当する権利も残されている。

さまざまな水にかかわるトラブルは関係者の間で結論が得られないと、水裁判所に持ち込まれます。水裁判所には水専門の裁判官・判事がいます。また、関係機関例えばコロラド州水資源局には専属の顧問弁護士がいます。民間にも水問題を専門に扱う弁護士がいます。水にかかわる裁判を専門に扱う専門職の人々もいます。水裁判所には地裁・高裁・最高裁判所まであり、問題の決着がつくまで争うことが出来るようになっていきます。

なぜこんな仕組みが出来たのか、私にはよく分かりませんが、アメリカ中西部（17州）における水問題が深刻な状況にあることと西部開拓の歴史的な事情があると思います。アメリカの水法は州法で規定されていて、州ごとに考え方や取り扱いが少しずつ異なります。それは水資源の事情や産業経済の発展の事情などが州ごとに異なるからでしょう。

コロラド州では、州の水は全て公共財で勝手に私有財とすることは出来ません。水利権を取得してはじめて、自分の目的に水を利用することが出来ます。しかし、水利権は自由に売買・譲渡することが出来ます。例えば、灌漑用に取得した水利権を節水によって余剰の水を生み出し、市町に上水道として水利権の一部を売ることが出来るのです。もちろん、水裁判所の許可を得ることが必要ですが、市の人口が増えて上水道に不足が出ると、新聞広告で「水利権求む」と出します。灌漑用水でパイプライン化などによって合理化すると「水利権譲ります」と新聞に広告を出すのです。また、灌漑用水の内部でも、灌漑用水を管理する水利組合の掲示版には「ことし10株の水利権売ります」あるいは「20株の水利権求む」などの掲示を見ることが出来ます。10株20株と言うのは農家の自分が所属する水利組合からもらえる権利水量の単位です。Water bond、あるいは water share と呼ばれて、一種の株券と同様に農家同士で売買が出来るのです。節水をして余分な水利権や株を売って儲けることもできます。ただ弊害もあります。Water bond の原価は50ドルですが、時価は2000ドルと言うこともあります。すなわち、water bond は資産価値があると言うわけです。水の市場原理導入と言うことが言われていますが、こんなことを想定して言っているのですから相当特殊な場合に限られます。アメリカによるグローバル化の流れはいろいろなところで現れていることが分かります。注意事項です。